

建物所有者・管理者、調査・検査員の皆様へ

茨城県に提出する 定期報告のルールが 変わります



令和7年1月1日から

- 1 防火設備定期点検の報告期間が毎年7月1日から12月28日までの期間に変更されます。

令和7年1月1日から

- 2 防火設備定期点検は3ヶ月以内に実施した検査結果に基づいて報告が必要となります。

令和7年7月1日から

- 3 定期報告の調査・検査結果表の様式が変更されます。

詳細は裏面をご覧ください

1

防火設備定期点検の報告期間が毎年7月1日から12月28日までの期間に変更されます。(令和7年1月1日から)

建築物の区分	変更前	変更後
平成28年6月1日に現に存するもの 又は検査済証の交付日が 平成29年5月31日以前のもの	毎年5月31日	毎年7月1日から12月28日まで
検査済証交付日が 平成29年6月1日以降のもの	毎年検査済証 の交付日の属する月に 応ずる月の末日	

※令和7年中は経過措置として変更前の報告期間でもご報告いただけます。

2

防火設備定期点検は3ヶ月以内に実施した結果に基づいて報告が必要となります。(令和7年1月1日から)

防火設備定期点検の報告は特定建築物定期調査と同様に3ヵ月以内に実施した検査結果に基づいて報告が必要となります。

3

定期報告の調査・検査結果表の様式が変更されます。(令和7年7月1日から)

定期報告関係告示及び茨城県建築基準法等施行細則の改正に伴い、定期報告の調査・検査結果表の様式が変更されます。

※変更後の様式は茨城県建築指導課のホームページからダウンロードできます。

※茨城県では常閉防火扉の調査を特定建築物定期調査で実施することとし、防火設備定期点検での検査は不要となります。

お問い合わせ・提出先

担当課	住所	連絡先	管轄市町村
土木部都市局建築指導課 県央建築指導室	〒310-8555 水戸市笠原町978-6	TEL : 029-301-4784 FAX : 029-301-4789	笠間市、那珂市、茨城町、城里町、小美玉市、大洗町、東海村
県北県民センター 建築指導課	〒313-0013 常陸太田市山下町4119	TEL : 0294-80-3344 FAX : 0294-80-3345	常陸太田市、常陸大宮市、大子町
鹿行県民センター 建築指導課	〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3	TEL : 0291-33-4113 FAX : 0291-33-4161	鹿嶋市、潮来市、鉾田市、神栖市、行方市
県南県民センター 建築指導課	〒300-0051 土浦市真鍋五丁目17番26号	TEL : 029-822-8519 FAX : 029-822-4377	石岡市、龍ヶ崎市、牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
県西県民センター 建築指導課	〒308-8510 筑西市二木成615	TEL : 0296-24-9152 FAX : 0296-24-7249	結城市、下妻市、常総市、坂東市、筑西市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

※水戸市・日立市・土浦市・古河市・高萩市・北茨城市・取手市・つくば市・ひたちなか市においては取り扱いが異なりますので、各市役所担当課へお問い合わせ下さい。

定期報告制度について

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kenchiku/kenchiku/tekihokoku/tekihokoku.html>

